㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、長崎労働局の関係事業主を代表する者中村一彦の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 26 年８月 18 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、長崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成26年８月27日

4　推薦書及び添付書類提出先　長崎労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成26年７月７日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成 26 年８月 18 日　　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名　称	製品の区分		
紙巻たばこ	ピース・アロマ・ロイヤル・100′s・ボックス	ＦＳＫ　20本ハードパック	日本	500円
紙巻たばこ	ピース・アロマ・クラウン・100′s・ボックス	ＦＳＫ　20本ハードパック	日本	500円

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　株式会社ユニマットライフ
2．住所　東京都港区南青山２―12―14　ユニマット青山ビル８階
3．代表者の氏名　代表取締役　髙橋　洋二
4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2538号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年２月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 26 年８月 18 日

関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　株式会社グローバル投資顧問
2．住所　東京都新宿区西新宿２―４―１　新宿ＮＳビル18階
3．代表者の氏名　代表取締役　上田　裕彦
4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2752号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年２月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 26 年８月 18 日

関東財務局長　細田　　隆

待矢場両堰土地改良区役員の退任の公告

群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する待矢場両堰土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 18 日

関東農政局長　末松　広行

退任

役職	氏　名	住　所
理事	大塚　喜一	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野5176番地

職員の免職処分

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部
国土交通事務官　小田　則幸

国家公務員法第78条第３号により免職する。

平成 26 年８月 11 日

北海道開発局長　岡部　和憲

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第７０５３０号
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋３―12―３―805
申立人　清水　麗子
本籍大阪府交野市星田５丁目3224番地２、最後の住所大阪府大阪市住之江区南港中２丁目１番35号　南港咲洲養護老人ホーム、死亡の場所大阪府大阪市港区、死亡年月日平成26年１月24日、出生の場所奈良県吉野郡大淀町、出生年月日大正10年４月21日、職業不詳
被相続人　亡　上西フミ子
事務所大阪市北区西天満４丁目２番２号　ＯＤＩ法律ビル301号
相続財産管理人　弁護士　小林　あや
大阪家庭裁判所

平成２６年（家）第７０５３２号
大阪府寝屋川市下神田町９番26号
申立人　有限会社玉姫産業
本籍佐賀県伊万里市山代町楠久456番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所大阪府門真市、死亡年月日平成25年７月以下不詳、出生の場所佐賀県西松浦郡山代町、出生年月日昭和27年２月13日、職業会社員
被相続人　亡　谷本　　等
事務所大阪市北区中津１丁目15番15号中津第２リッチビル３階
相続財産管理人　弁護士　中山　正隆
大阪家庭裁判所